

# J C B 加盟店規約

規約および特約中の「当社」は、別途ご案内しているJCBグループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、規約および特約中の「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

## JCB加盟店規約

「当社」はJCBが指定するJCBグループカード会社となります。本契約の契約当事者となるカード会社が株式会社ジェーシービーのみの場合、「当社」「両社」「当社またはJCB」を「JCB」と読みかえます。

### 第1条 (総則)

本規約は、加盟店（第2条に定めるものをいう）が、日本国内の店舗、施設において第2条に定める信用販売を行う場合の、当社および株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という）と加盟店との間の契約関係（以下「本契約」という）につき定めるものです。なお、本規約は、加盟店が店頭において顧客と行う取引について適用されるものとし、通信販売、カタログ販売、インターネットによる販売等、店頭取引以外の態様の取引については適用されないものとします。

### 第2条 (用語の定義)

本規約におけるそれぞれの用語の意味は次のとおりとします。

- 「カード会社」とは、当社またはJCBが提携する会社その他の組織をいいます。
- 「加盟店」とは、本規約を承認のうえ、当社、JCBおよびカード会社が運営するクレジットカード取引システム（以下「クレジットカード取引システム」という）に基づき当社およびJCB（以下「両社」という）に加盟を申込み、両社が加盟を承諾した個人、法人および団体をいいます。
- 「会員」とは、カードを正当に所持する者をいいます。
- 「カード発行会社」とは、JCBおよびJCBからカードの発行に関するライセンスを受けた会社または組織であって、会員に対してカードを発行する者をいいます。
- 「カード」とは、カード発行会社が会員に発行する、JCBが指定するサービスマークの表示されたJCB所定規格のクレジットカード、デビットカードおよびプリペイドカード（なお、JCBギフトカード（JCB所定規格の商品券をいう）を除く）をいいます。
- 「提携ブランドカード会社」とは、カード会社のうち、JCBが提携するJCBブランド以外のブランドカード会社をいいます。
- 「提携ブランドカード発行会社」とは、提携ブランドカード会社および提携ブランドカード会社その他の正当な権限者からクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカードの発行に関するライセンスを受けた会社、組織（提携ブランドカード会社の関連会社を含む）で、提携ブランドカード会社所定のサービスマークの表示されているクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカードを発行する者をいいます。提携ブランドカードにつき、両社または当社が加盟店における取扱いを承諾した場合には、提携ブランドカード発行会社は、本条第4項に定める「カード発行会社」に含まれるものとします。
- 「提携ブランドカード」とは、提携ブランドカード発行会社が発行する、提携ブランドカード会社が指定するサービスマークが表示された提携ブランドカード会社所定規格のクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカードをいいます。提携ブランドカードにつき、両社または当社が加盟店における取扱いを承諾した場合には、提携ブランドカードは、本条第5項に定める「カード」に含まれるものとします。なお、提携ブランドカードの取扱いに関しては、両社または当社が別途定める特約があるものについては、当該特約が適用されるものとします。
- 「商品等」とは、加盟店が会員に販売する商品もしくは権利、または加盟店が会員に提供する役務をいいます。
- 「信用販売」とは、会員および加盟店が当社、JCBおよびカード会社所定の手続きを行うことにより、加盟店が商品等の代金または対価等を会員から直接受領しない方法により行う、加盟店の会員に対する商品等の販売または提供をいいます。なお、会員が提示するカードがクレジットカード、デビットカードまたはプリペイドカードのいずれであるかを問いません。
- 「手数料」とは、当社が加盟店に対して立替払いするに際して加盟店から受領する手数料をいいます。
- 「立替払金」とは、加盟店が会員に対する信用販売により取得した売上債権につき、当社が、会員に代わって、立替払いする金員をいいます。
- 「立替払契約」とは、加盟店の会員に対する個々の売上債権ごとに、加盟店と当社との間で成立する、当社が加盟店に対して立替払いする旨の契約をいいます。
- 「オーソリゼーション申請」とは、加盟店が信用販売を行う際に、事前にJCBの承認を得るために行う、カードの信用照会をいいます。
- 「端末機」とは、信用販売において加盟店が行うべき手続き（オーソリゼーション申請、売上データの送信、売上票の作成など）の一部を処理する機能を有する機器および情報処理システムをいいます。
- 「売上データ送信端末機」とは、売上データの作成および送信の機能を有する端末機をいいます。
- 「オーソリゼーション申請端末機」とは、オーソリゼーション申請の機能を有する端末機で、売上データの作成および送信の機能を有しないもの、または当該機能の設定が行われていないものをいいます。
- 「売上票」とは、加盟店が信用販売を行った場合に両社所定の様式により作成される、売上日付、金額、加盟店名その他両社所定の信用販売の内容が記載された書面をいいます。
- 「売上データ」とは、加盟店が売上データ送信端末機を使用して信用販売を行う場合に、当該端末機によって作成される、会員番号、売上日付、金額、加盟店名その他両社所定の信用販売の内容が記録された電磁的データをいいます。なお、「売上票」と「売上データ」を併せて「売上票等」といいます。
- 「売上票（加盟店控え）」とは、加盟店が信用販売を行った場合に、加盟店が一時保管するために両社所定の様式により作成される、「売上票」に準ずる内容が記載された書面をいいます。
- 「売上票（会員控え）」とは、加盟店が信用販売を行った場合に、会員に交付するために両社所定の様式により作成される、「売上票」に準ずる内容が記載された書面をいいます。

### 第3条 (加盟店)

- 加盟店は、信用販売を行う店舗、施設（以下「カード取扱店舗」という）、取扱商品等を指定し、あらかじめ両社に所定の書面その他両社が定める方法をもって届け出、両社の承諾を得るものとします。加盟店がカード取扱店舗を追加、変更または取消す場合も同様とします。
- 加盟店は、すべてのカード取扱店舗内外の会員の見やすいところに両社所定の加盟店標識を掲示するものとします。
- 加盟店は、カード発行会社と会員との契約関係および、クレジットカード取引システムを承認し、カードの普及向上に協力するものとします。加盟店は、当社、JCBまたはカード会社よりカードの利用または販売促進に係る展示物設置等の要請を受けたときは、これに協力するものとします。
- 当社、JCB、またはカード会社は、会員のカード利用促進のために、加盟店の個別の了解なしに印刷物、電子媒体等に加盟店の名称および所在地等を掲載する場合があります。
- 加盟店は、使用する端末機をあらかじめ両社に届け出、両社の承諾を得るものとします。なお、端末機の追加、変更および撤去についても同様とします。
- 加盟店は、本規約、端末設置会社（端末機の設置に関して加盟店と契約関係にある会社をいう。以下同じ）が指定する規約および規定等（操作マニュアル等を含む。以下「端末使用規約」という）ならびに端末設置会社の指示に従い、善良な管理者の注意義務をもって、端末機を使用および保管するものとします。加盟店は、端末機の設置場所を移動する場合には、あらかじめ端末使用規約に従い、端末設置会社に届出等を行うものとします。

- 7.加盟店は、端末機を設置し、もしくは設定を変更し、または使用するにあたっては、操作マニュアル等を確認し、または端末設置会社に確認する等の方法により、自己の責任で、当該端末機が売上データ送信端末機とオーソリゼーション申請端末機のいずれであるかを確認するものとします。
- 8.加盟店は、売上集計表、売上票、端末機、加盟店標識、およびサービスマーク等(デジタルデータ化されたものを含む)を本規約に定める以外の用途に使用し、もしくは解析してはならないものとし、またこれらを第三者に使用させてはならないものとします。

#### 第4条 (加盟金等)

加盟店は、加盟に際し、当社が請求する場合には、当社所定の加盟金を支払うものとします。また、加盟店は、加盟店標識、インプリンター等を購入する場合の購入代金、ならびに端末機の設置および保守にかかわる費用を当社が別途定める方法で支払うものとします。なお、支払われた加盟金、加盟店標識、インプリンター等の代金、ならびに端末機の設置および保守にかかわる費用は、本契約が終了した場合にも返還されないものとします。

#### 第5条 (届出事項の変更)

- 1.加盟店は、加盟申込時または加盟店となった後に両社に届け出た事項(商号、代表者、本店所在地、電話番号、カード取扱店舗および振込指定金融機関口座等を含むが、それらに限られない)に変更が生じた場合には、直ちに両社所定の方法により、両社へ届け出、両社の承諾を得るものとします。
- 2.前項の届け出がないために、当社またはJCBからの通知もしくは送付書類が延着し、もしくは到着しなかった場合、または当社が送金した立替払金が延着し、もしくは着金しなかった場合には、通常到着または着金すべきときに加盟店に到着または着金したものとみなすものとします。
- 3.加盟店が、本契約とは別途、JCBまたはカード会社との間でカードの取扱いに係る加盟店契約を締結している場合には、当該加盟店は、以下の事項を承諾するものとします。
  - (1)加盟店が本条第1項の変更届出を行っていない場合であっても、加盟店がJCBまたはカード会社に届け出た情報に基づいて、両社が加盟店から本条第1項の変更届出があったものとして取扱うことがあること。
  - (2)加盟店がJCBまたはカード会社との加盟店契約に基づいて変更届出を行っていない場合であっても、加盟店が両社に届け出た情報に基づいて、JCBまたはカード会社が加盟店から本条第1項の変更届出があったものとして取扱うことがあること。

#### 第6条 (地位の譲渡等)

- 1.加盟店は、JCBの事前の書面による承諾を得ることなく、本契約上の地位を譲渡、会社分割、合併等の方法で第三者に承継させることができないものとします。
- 2.加盟店は、加盟店の当社に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等できないものとします。
- 3.当社(ただし、JCBが承諾した場合に限る)またはJCBは、本契約上のすべての地位、または特定の提携ブランドカード取扱いに関する地位を第三者に譲渡することができるものとし、加盟店はあらかじめこれを承諾するものとします。

#### 第7条 (業務の委託)

- 1.加盟店は、両社の事前の書面による承諾を得ることなく、本規約に基づく信用販売に関する業務の全部または一部を第三者(以下「業務代行者」という)に委託できないものとします。両社は、加盟店および業務代行者がPCIDSS等のJCBの指定する情報セキュリティ基準を充たすか否か、およびその他不適切な事情がないかを考慮して、業務委託を承諾するか否かを判断するものとします。なお、両社が業務委託の承諾に条件を付した場合、加盟店は当該条件を維持するものとし、維持できない場合には直ちに業務委託を取り止め、または業務代行者を変更するものとします。
- 2.前項より両社が業務委託を承諾した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務代行者が委託業務に関連して当社、JCBまたはカード会社に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社、JCBおよびカード会社の損害を賠償するものとします。
- 3.加盟店は、業務代行者を変更する場合には、事前に両社に申し出、両社の書面による承諾を得るものとします。
- 4.両社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、加盟店の承諾を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

#### 第8条 (信用販売)

- 1.加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、本規約に従い、正当かつ適法な商行為にのっとり、カード取扱店舗において会員に対し信用販売を行うものとします。
- 2.加盟店が取扱うことができる支払区分は、ショッピング1回払いのほか、両社が承諾した場合には、ショッピング2回払い、ボーナス1回払い、ショッピングリボ払い、ショッピング分割払い、その他両社が特に認めた方法とします。なお、会員が提示したカードがデビットカードまたはプリペイドカードである場合の支払区分は、ショッピング1回払いのみとします。
- 3.前項の規定にかかわらず、加盟店は、カード発行会社と会員との契約に基づき、一部の支払区分の取扱いができない場合があることを承諾します。
- 4.本条第1項の規定にかかわらず、加盟店は、カード発行会社の判断により、当該カード発行会社の発行したカード(クレジットカード、デビットカードおよびプリペイドカードの全部または一部)を用いた信用販売ができない場合があることを承諾します。

#### 第9条 (信用販売の方法)

- 1.加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、以下の各号に定める全ての手続きを履行する方法によって、信用販売を行うものとします。なお、会員がエンボスレスカードを提示した場合その他両社の指定する場合、加盟店は、次項に基づき端末機を使用する方法によってしか信用販売を行うことはできないものとします。
  - (1)カードの真偽および有効期限を超過していないことを確認すること。
  - (2)カードの無効通知との照合により、カードの有効性を確認すること。
  - (3)第13条に基づきオーソリゼーション申請を行い、売上票の承認番号欄に承認番号を記入すること。
  - (4)売上票にカード記載の会員番号、会員氏名、有効期限をインプリンターにより転写し、加盟店番号((3)に基づくオーソリゼーション申請を行った加盟店番号と同一のものに限る)、加盟店名、売場名、担当者名、支払区分、売上日付、金額、品名、型式、数量等を記入すること。
  - (5)その場で売上票に会員の署名を求め、カード記載の署名と一致しているか、確認すること。
  - (6)①売上票(会員控え)を作成し、②会員に交付すること。ただし、両社が認める場合は、会員の同意を得たうえで、売上票(会員控え)に代えて、同一内容を記録したデータを作成し、電磁的方法により交付することができます。
  - (7)第10条第4項に基づき売上票を当社に送付すること。
- 2.前項にかかわらず、加盟店は、端末機を設置した場合、全ての取引において、端末使用規約に従って、端末機を使用して信用販売を行うものとします。この場合、カード券面の会員番号、カード名義人名と端末機が作成した売上票の会員番号、会員氏名が同一であることを確認するものとし、端末機の種別に応じて、以下のとおり、取扱うものとします。ただし、加盟店は、故障や通信障害等により端末機が使用できない場合および両社が当該端末機の使用につき別途制限を設けた場合には、すべての信用販売につきその都度、事前にJCBへ電話連絡をして承認を取得し、前項の方法で信用販売を行うものとします。
  - (1)加盟店は、売上データ送信端末機を使用することによって、両社が承諾した方法によって、前項(2)(3)(4)(5)および(6)①の全部または一部に代えることができます。この場合、以下の定めが適用されるものとします。
    - ①加盟店は、原則として、会員に対して暗証番号の入力を求めるものとし、会員が正しい暗証番号を入力したことを確認した場合に限り、前項(5)の手続きに代えることができるものとします。

- ②加盟店は、前項(7)の手続きに代えて、端末機によって作成された売上データを、端末機を使用して、当社に送信するものとします。この場合、加盟店は、売上票を次条第4項に基づき、伝票保管センターに送付するものとします。
- (2)加盟店は、オーソリゼーション申請端末機を使用することによって、前項(2)および(3)を行うことができます。
- (3)両社が加盟店に対して前二号以外の端末機を使用することを認めた場合、加盟店は、両社の指示に基づき端末機を使用することによって、本項(1)に準じた取扱いができます。
- 3.加盟店は、本条第1項(5)および前項に基づき会員から取得する署名を電子化する場合、JCBが別途定める特約に従うものとします。
- 4.本条第1項から前項の規定にかかわらず、両社が別途信用販売の方法を指定し、加盟店に通知した場合には、加盟店は指定された方法により信用販売を行うものとします。
- 5.加盟店は、本条第1項から前項までに定める手続きの履行、および、カード提示者がカード名義人本人であることの確認を、善良な管理者の注意義務をもって行うものとします。なお、加盟店は、以下に定める事由が存在するにもかかわらず信用販売を行った場合、善良な管理者の注意義務に違反する信用販売に当たること、および、善良な管理者の注意義務に違反する信用販売はこれらの場合には限定されないことを確認します。
- (1)カードを提示し信用販売を求めた者とカードの名義人の氏名、性別が異なる場合
- (2)信用販売を求めた者が、名義人が異なる複数のカードを提示した場合
- 6.加盟店は、割賦販売法の適用となる信用販売を行った場合は、遅滞なく、割賦販売法第30条の2の3第4項およびその施行規則に定める事項等を記載した書面を会員へ交付するものとします。

#### 第10条(売上票等の作成、保管および提出等)

- 1.加盟店は、両社が事前に承諾した場合を除き、両社所定の用紙を使用して、売上票、売上票(会員控え)、売上票(加盟店控え)、および売上集計表を作成するものとします。また、当該作成に加え、加盟店は、売上データ送信端末機を使用する場合、端末使用規約に従って、売上データを作成するものとします。
- 2.1つの売上票等に記載できる売上金額は、会員に対する商品・権利の販売または役務の提供に係る単一の契約の売上代金額(税金、送料を含む)のみとし、現金の立替え、および過去の売掛金の精算に係る金額を含めることはできないものとします。また、通常1件の売上として処理されるべきものを日付の変更、金額の分割等により売上票等を複数にすること、および売上票等の金額訂正はできないものとします。
- 3.加盟店は、会員に対し、売上票および売上票(加盟店控え)に、両社所定の項目以外の一切の記載を求めてはならないものとします。
- 4.加盟店は、信用販売を行った日から原則として1週間以内に、当該信用販売の売上票を支払区分ごとに取りまとめ、両社所定の売上集計表に添付して当社に送付するものとします。ただし、加盟店が売上データ送信端末機を使用して信用販売を行った場合は、加盟店は最低でも月に1回、端末設置会社の指示に基づき、売上票を伝票保管センターに送付するものとします。
- 5.加盟店が売上データ送信端末機を使用して信用販売を行った場合、加盟店は、原則として信用販売を行った日のうちに、両社所定の方法により、当該信用販売の売上データを当社に送信するものとします。
- 6.加盟店は、当社から第16条(手数料および支払い)に基づき個々の信用販売に係る立替払金の支払いを受けるまで、第28条(カードに関する情報等の機密保持)に従って、当該信用販売に係る売上票(加盟店控え)を保管するものとします。
- 7.加盟店は、売上票等を未だ当社に送付または送信していない場合において当社が加盟店に対して売上票等の送付または送信を請求した場合、直ちに、当社に対して売上票等を送付または送信するものとします。また、加盟店が売上票等を当社に送付または送信したか否かにかかわらず、当社が加盟店に対して売上票(加盟店控え)の送付を請求した場合(ただし、加盟店が次項に基づき売上票(加盟店控え)を破棄した場合はこの限りではない)、当該請求から7日以内に、これを当社に提出するものとします。
- 8.加盟店は、当社から個々の信用販売に係る立替払金の支払いを受けたときは、速やかに、会員番号、会員の氏名その他のカード取引および会員に関する情報が漏洩するおそれのない方法で、当該信用販売に係る売上票(加盟店控え)を破棄し、保管しないものとします。また、加盟店は、第9条(信用販売の方法)第1項・第2項に基づき会員に対して売上票(会員控え)を交付した際に、会員から受取りを拒否された場合は、速やかに、同様の方法で破棄するものとします。
- 9.加盟店は、売上票等、売上票(加盟店控え)および売上票(会員控え)を、第三者に譲渡できないものとします。

#### 第11条(加盟店の義務、禁止行為等)

- 1.加盟店は、個人情報保護に関する法律、割賦販売法、資金決済に関する法律、特定商取引に関する法律、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等の関連諸法令およびガイドライン等を遵守して、信用販売を行うものとします。
- 2.加盟店は、有効なカードを提示した会員に対し、信用販売を拒絶し、または現金払いや他社の発行するクレジットカードその他の決済手段の利用を求めてはならないものとします。また、加盟店は、会員に対し、現金払いその他の決済手段を利用する顧客と異なる金額を請求したり、カードの取扱いに本規約に定める以外の制限を設ける等、会員に不利となる差別的取扱いを行わないものとします。
- 3.加盟店は、以下に定める内容の取引に関して、信用販売を行わないものとします。
- (1)公序良俗違反の取引
- (2)銃砲刀剣類所持等取締法、麻薬及び向精神薬取締法、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約(ワシントン条約)その他の法令において禁止された商品等の取引
- (3)特定商取引に関する法律その他の法令に違反する取引
- (4)消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能である取引
- (5)当社またはJCBが会員の利益の保護に欠けると判断する取引
- (6)会員が遵守すべき規約等に違反して行おうとする取引
- (7)会員またはその関係者が商品等を換金すること、またはその目的があることを知っていながら行う取引
- (8)第三者の権利(著作権、肖像権、商標権その他の知的財産権を含む)を侵害する取引
- (9)加盟店、当社、JCBもしくはカード会社と会員との間に紛議が発生するおそれ、会員もしくはカード(偽造カード含む)の占有者による不正利用が発生するおそれ、または当社もしくはJCBの信用が毀損されるおそれがあると、両社が判断する取引であって、当社またはJCBが本契約締結時または締結後に指定した取引、ならびに、当社またはJCBが指定していないものの、それらのおそれがあると客観的・一般的に認められる取引
- (10)その他当社またはJCBが不適当と判断する取引
- 4.加盟店は、商品等の販売または提供を行うために行政機関からの許認可の取得、行政機関への登録または届出等(以下「許認可取得等」という)が必要な取引に関して信用販売を行おうとする場合には、許認可取得等を行っていることを証明する関連書類をあらかじめ両社に提出したうえで、当該商品等を信用販売することについて、両社の事前の承諾を得るものとします。また、加盟店は当該許認可もしくは登録を取り消され、または停止されるなどした場合には、直ちにその旨を両社に通知し、当該商品等の信用販売を行わないものとします。
- 5.加盟店は、商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券その他有価証券の売買等(電子マネーまたはプリペイドカードのチャージ等を含む)の決済手段として、カードを取扱ってはならないものとします。ただし、両社が個別に承諾した場合にはこの限りではないものとします。
- 6.加盟店は、以下の各号の行為を行ってはならないものとします。加盟店の代表者、役員もしくは従業員が発行を受けたカード、または加盟店である個人が代表者を務める他の法人が発行を受けたカードが、カード取扱店舗において用いられた場合、加盟店は、当社またはJCBがカード取扱状況の説明を求めたときは、当該カード取引が(2)に該当しないことを証明しなければならないものとします。

- (1)自らが発行を受けたカードを、自らのカード取扱店舗において用いる行為。
  - (2)商品等の売買または役務の提供の実態がないにもかかわらず、信用販売を装い、カードを取扱う行為。
  - (3)次の①または②の行為、その他会員が現金を取得することを目的として、カードを取扱う行為。
    - ①商品・権利の販売、役務の提供の対価として、合理的な金額以上の対価により信用販売を行い、会員に対して、現金または現金に類似するものを交付する行為。
    - ②加盟店が会員から商品・権利を買い戻すことを前提として、または会員が当該商品・権利を第三者に転売して現金化する目的があることを知って、会員に対して、当該商品・権利を信用販売する行為。
  - (4)第三者の会員に対する売上債権につき、当社に立替払いさせる目的で、カードを取扱う行為（会員の認識の有無を問わない）。
- 7.加盟店は、以下の場合には、自己の責任と費用をもって対処し、解決にあたるものとします。
- (1)会員から信用販売または商品等に関し、苦情または相談を受けた場合
  - (2)加盟店と会員との間において紛議が生じた場合
  - (3)会員または関係省庁その他の行政機関等から本条第3項の取引に該当する旨または法令に違反する取引である旨の指摘または指導等を受けた場合

#### 第12条（商品等の引き渡し）

- 1.加盟店は、信用販売を行った場合、会員に対し、原則として直ちに商品等を引き渡し、または提供するものとします。加盟店は、直ちに商品等を引き渡しまたは提供することができない場合には、会員に書面をもって引き渡し時期等を通知するものとします。
- 2.加盟店は、信用販売による商品等に関する引き渡し、提供等を複数回または継続的に行う場合、その引き渡し、提供方法等に関してあらかじめ両社に申し出、両社の書面による承諾を得るものとします。

#### 第13条（事前承認の義務、信用販売限度額）

- 1.加盟店は、会員からカード提示による信用販売を求められた場合、その全件について、信用販売を行う前にオーソリゼーション申請を行い、当該信用販売に係るJCBの承認を得るものとします。加盟店は、当該信用販売をJCBが承認しなかった場合、当該信用販売を行ってはならないものとします。万が一、JCBの承認を得ないで信用販売を行った場合には、加盟店は、当該信用販売の代金全額について一切の責任を負うものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、両社が、加盟店が会員に対してオーソリゼーション申請を経ることなく行うことができる信用販売の限度額（同一日、同一売場における税金、送料等を含む信用販売額の総額をいい、以下「信用販売限度額」という）を通知した場合には、加盟店は、信用販売限度額の範囲内においてショッピング1回払いの方法による信用販売を行うに際しては、オーソリゼーション申請を行う必要はないものとします。ただし、信用販売限度額の範囲内の信用販売であったとしても、加盟店がオーソリゼーション申請を現に行った結果、JCBがこれを承認しなかった場合は、加盟店は当該信用販売を行ってはならないものとします。なお、両社が必要と認めた商品等（特定商品等）について、個別に信用販売限度額を定め通知することができ、加盟店はそれに従うものとします。
- 3.加盟店は、両社から信用販売限度額および特定商品等の変更の通知があった場合には、それに従うものとします。
- 4.加盟店が、同一の会員について、複数回、商品等の販売または提供を行い、それぞれについて本条第1項の承認を得て信用販売を行う場合、加盟店は、それぞれについて第9条および第10条に基づき、売上票の作成・送付および売上データの作成・送信を行う必要があり、複数の取引を合算して売上処理してはならないものとします。
- 5.加盟店は、本条第1項に基づき信用販売の承認を取得した場合は、直ちに、第9条に従って信用販売を行うものとします。また、加盟店が当該承認取得後に、会員が加盟店との取引の申込みを撤回するなどして、信用販売に至らなかった場合には、加盟店は、直ちに、JCB所定の方法により、オーソリゼーション申請を取消す手続きを行うものとします。加盟店が本項に違反したことにより、会員からの苦情等があった場合、加盟店は自己の費用と責任をもって対処し、解決するものとします。
- 6.本条第1項のJCBの承認は当該カードの有効性のみを保証するものであり、当該信用販売の申込者が会員本人であることを保証するものではないことを、加盟店は承諾するものとします。

#### 第14条（カードの不正使用等）

- 1.加盟店は、当社またはJCBから特定のカードを無効とする旨通知を受けた場合、その通知によって無効とされたカードの提示者に対しては信用販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社またはJCBに連絡するものとします。また、その場合、加盟店は、当該カードを保管するよう努力するものとします。
- 2.加盟店は、明らかに偽造、変造、模造もしくは破損と判断できるカードを提示された場合には、カード提示者に対し信用販売を行わないものとし、直ちにその事実を当社またはJCBに連絡するものとします。また、その場合、加盟店は、当該カードを保管するよう努力するものとします。
- 3.万が一、加盟店が前二項に違反して信用販売を行った場合、加盟店は当該代金全額について一切の責任を負うものとします。

#### 第15条（立替払）

- 1.当社は、加盟店が会員に対する信用販売により取得した売上債権につき、本条第2項に基づき立替払契約が成立したもののについて、本契約に基づき、会員に代わって立替払いするものとします。
- 2.加盟店と当社との間の立替払契約は、第10条第4項本文に基づき売上票が当社に到着した売上債権について（ただし、加盟店が売上データ送信端末機を使用して信用販売を行った場合は、第10条第5項に基づいて売上データが当社に到着した売上債権について）、当該到着日に成立して、その効力が発生し、同時に会員に対する当社の求償権が発生するものとします。なお、加盟店が売上データ送信端末機を使用して信用販売を行った場合は、第10条第4項ただし書に基づいて売上票を送付しただけでは、立替払契約は成立しません。
- 3.加盟店は、第9条第1項または第2項に基づき信用販売の手続きを完了した場合は、当社が加盟店に対する立替払いを完了したか否かを問わず、会員に対して商品等の代金を直接請求する権利を行使しないものとします。ただし、加盟店が会員からの申し出に基づき第17条に定める立替払契約の取消しを行った場合、または当社が第21条に基づき立替払契約の取消し・解除を行った場合であって、加盟店が会員に対して商品等の代金を請求する適法かつ正当な権利が認められる場合はこの限りではありません。

#### 第16条（手数料および支払い）

- 1.加盟店が支払う立替払いにかかわる手数料は、立替払契約の効力が発生した売上債権をJCBが別途定める種類ごとに合計した金額に、各々両社が定める手数料率を乗じ、各々円未満を四捨五入した金額の合計額とするものとします。
- 2.当社の加盟店に対する立替払金の支払いは、別表に定める締切日ごとに当社が集計を行い、当該集計の対象となった売上債権について、別表に定める支払日に当該売上債権総額より前項の手数料を差し引いた金額を加盟店指定の金融機関口座に振込むことにより行うものとします。ただし、当社が特別に認めた場合についてはこの限りではないものとします。なお、応当日の15日が金融機関休業日の場合には翌営業日、月末が金融機関休業日の場合には前営業日を支払日とします。また、金融機関のシステム障害その他の不可抗力による場合は、当社は立替払金の支払いが遅延したことにより、遅延損害金の支払義務その他の義務を負いません。
- 3.前項にかかわらず、加盟店が指定する金融機関口座の名義人が、加盟店の名義（加盟店が個人の場合は当該個人の氏名を指し、加盟店が法人または団体の場合は商号その他の正式名称を指す）と一致しない場合、当社が当該口座への振込みを過去に行ったことがあるか否かにかかわらず、当社は当該口座への振込みを行わないことができ、加盟店に対して、振込口座の変更を求めることができるものとします。なお、この場合、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
- 4.ショッピング2回払いの方法による信用販売に係る立替払金については、別表に定める2種類の支払日のうち加盟店が両社に申込み、両社が認めた方法で支払うものとします。なお、支払いが2回にわたる場合には、売上債権総額を2分割し、その1/2ずつを支払うものとします。また、2分割した際に端数が生じた場合には、初回の支払い時にその端数を支払うものとします。

5. ボーナス1回払いの方法による信用販売に係る立替払金については、別表に定める方法で支払うものとします。
6. 当社の加盟店に対する立替払金の支払いは、当社が加盟店に対して直接支払うか、または当社が指定し、事前に加盟店に通知した両社所定の会社が立替払いするものとします。加盟店は、当社が両社所定の会社に加盟店への立替払いを委託することを承諾します。
7. 当社またはJCBに加盟店に対する債権がある場合には、当社は本条第2項により支払う立替払金から当該債権の金額を差し引けるものとします。また、加盟店から当社またはJCBに対して立替払金以外の債権がある場合には、当社は本条第2項により支払う立替払金と当該債権の金額を合算して支払うことができるものとします。

#### 第17条 (信用販売の取消し)

1. 加盟店が、信用販売の取消しを行おうとする場合には、直ちに当該信用販売に係るオーソリゼーション申請を取消すとともに、第9条および第10条に準じて、取消用の売上票等を作成し、それらを当社に送付または送信するものとします。この場合、当社は第15条第2項に準じて処理するものとします。ただし、当社またはJCBは、合理的な理由がある場合は、加盟店による信用販売の取消しを、事後的に拒絶することができるものとします。
2. 加盟店は、前項により立替払契約を取消した売上債権の立替払金が支払い済みの場合には、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う立替払金から差し引くことができるものとします。

#### 第18条 (商品の所有権)

1. 加盟店が会員に信用販売を行った商品の所有権は、当該売上債権に係る立替払契約が成立したときに当社に移転するものとします。ただし、第17条または第21条により立替払契約が取消または解除された場合、売上債権に係る商品の所有権は、立替払金が未払いのときは直ちに、支払い済みのときは加盟店が当該立替払金を当社に返還したときに、加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用等により会員以外の者に対して誤って信用販売を行った場合であっても、当社と加盟店との間に立替払契約が成立した場合には、信用販売を行った商品の所有権は当社に帰属するものとします。なお、この場合にも前項ただし書の規定を準用するものとします。

#### 第19条 (支払停止の抗弁等)

1. 会員が商品等に関する売上債権について割賦販売法に基づく支払停止の抗弁を、当社、JCBまたはカード会社に申し出た場合、加盟店は直ちにその抗弁事由の解消につとめるものとします。
2. 前項に該当する場合の立替払金の支払いは以下のとおりとします。
  - (1) 当該立替払金が支払い前の場合には、当社は当該立替払金の支払いを保留または拒絶することができるものとします。
  - (2) 当該立替払金が支払い済みの場合には、加盟店は当社に対し当該立替払金を直ちに返還するものとします。また、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う立替払金から差し引けるものとします。
  - (3) 当該抗弁事由が解消した場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
3. 会員と加盟店との間に第11条第7項に定める紛議が生じ、会員が信用販売代金の支払いを拒んだときの立替払金の支払いについても、前項を準用するものとします。

#### 第20条 (調査協力、資料の提出等)

1. 加盟店は、以下の場合には、当社またはJCBからの求めに応じ、①カードの使用状況、②加盟店によるカードの取扱い状況、③カードの提示者に関する事項、④加盟店が会員に対して販売または提供した商品等の具体的な内容および態様その他信用販売の内容、および⑤加盟店が信用販売により取得した売上債権に係る、または会員からの申し出もしくは行政機関等からの指摘等に関するその他の事項について、当社またはJCBの調査に速やかに協力しなければならないものとします。
  - (1) 会員が当社、JCBまたはカード会社に対して、商品等に係る代金の支払いに関して、前条第1項に定める支払停止の抗弁を申し出た場合
  - (2) 当社、JCBまたはカード会社が、会員から信用販売または商品等に関し、苦情または相談を受けた場合
  - (3) 前二号のほか、加盟店と会員との間において紛議が生じた場合
  - (4) 会員または関係省庁その他の行政機関等から第11条（加盟店の義務、禁止行為等）第3項の取引に該当する旨もしくは法令に違反する取引である旨の指摘または指導等を受けた場合、またはそのおそれがあると当社もしくはJCBが認めた場合
  - (5) 紛失したカード、盗難カード、または偽造・変造カードが加盟店において使用され、またはそのおそれがある場合
  - (6) 加盟店と当社との間の立替払契約の対象となった売上債権について、第21条（立替払契約の取消しまたは解除等）第1項((8)、(10)および(11)を除く)のいずれかに該当する疑いがあると当社が認めた場合
  - (7) 上記各号に準じ、当社またはJCBが必要と判断した場合
2. 前項の調査にあたって、当社およびJCBが加盟店に対して求めた場合、加盟店は、当社またはJCBに対して、以下の資料等を7日以内に提出するものとします。
  - (1) 信用販売に係る商品等の明細（個々の商品等の名称、数量、販売額の判明する帳票）
  - (2) パンフレット・説明書その他会員に対する勧誘に用いた資料
  - (3) 商品等の内容を説明する資料
  - (4) 商品等の仕入れに関する証跡および会員作成に係る受領書等
  - (5) 商品・権利の販売または役務の提供を行うに際して加盟店が作成した書類・記録
  - (6) その他当該調査を行うにあたって当社またはJCBが必要と判断する資料
3. 加盟店は、当社またはJCBが、会員からの申し出に基づいて前二項の調査を行う場合、または本条第1項(4)に該当するなどし、当社またはJCBが割賦販売法その他の諸法令に基づき調査を行う場合、その他当社またはJCBが加盟店から会員の個人情報等を受領することについて正当な理由がある場合、会員等に対する守秘義務または個人情報の保護に関する法律等を理由として、前二項の調査協力および資料の提出を拒否してはならないものとします。
4. 加盟店は、当社またはJCBが求めた場合、速やかに、計算書類等（加盟店が会社の場合には、会社法に定める計算書類、事業報告およびこれらの付属明細書をいい、加盟店が会社以外の法人または個人事業主の場合は、これに準ずるものをいう）、その他加盟店の事業内容、資産内容及び決算内容に関する資料を開示するものとします。
5. 加盟店は、前四項の義務を履行するため、加盟店の責任において各項記載の書類等を5年間保管するものとします。
6. 加盟店は、本条第1項(5)に該当する場合で、当社またはJCBから指示があったとき、または加盟店が必要と判断したときは、加盟店が所在する所轄警察署等へ本条第1項(5)のカードによる売上等に関する被害届を提出するものとします。

#### 第21条 (立替払契約の取消しまたは解除等)

1. 当社は、当社と加盟店との間の立替払契約の対象となった売上債権について、以下のいずれかの事由が生じた場合、第13条第1項に基づき加盟店がJCBの承認を取得したか否かにかかわらず、立替払契約を締結せず、または取消し、もしくは解除できるものとします。なお、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(8)、(10)または(13)の事由が生じた場合にあつては、当該事由が生じたことにつき加盟店に故意または過失その他帰責性があつたか否かを問わず、当社は立替払契約を締結せず、または取消し、もしくは解除できます。
  - (1) 売上票が正当なものでないとき
  - (2) 売上票の記載内容が不実不備であるとき
  - (3) 他の者の債権を取得して、または他の者に代わって当社に立替払請求したとき
  - (4) 信用販売を行った日から61日以上経過して（ボーナス1回払いの方法による売上債権については、信用販売を行った日から61日以上

- 経過したか、または別表の取扱期間に対応する締切日に遅れて)当該売上債権に係る売上票(ただし、加盟店が売上データ送信端末機を使用して信用販売を行った場合にあっては、売上データ、売上票の到着は基準とならない。)が当社に到着したとき
- (5)加盟店が第9条(信用販売の方法)各項の規定に定める手続きによらず信用販売を行ったとき
- (6)加盟店が第13条(事前承認の義務、信用販売限度額)の規定に違反してJCBの承認を得ずに信用販売を行ったとき
- (7)加盟店が第14条(カードの不正使用等)の規定に違反して信用販売を行ったとき
- (8)第11条(加盟店の義務、禁止行為等)第7項に定める紛議または第19条(支払停止の抗弁等)第1項に定める抗弁事由が、立替払契約の成立日より60日を経過しても解消しないとき
- (9)加盟店が第8条(信用販売)第1項、または第11条(加盟店の義務、禁止行為等)第1項から第6項に違反する信用販売を行ったとき
- (10)加盟店が第10条(売上票等の作成、保管および提出等)第7項に従って、売上票等または売上票(加盟店控え)を期限内に当社に提出しなかったとき
- (11)加盟店が第20条(調査協力、資料の提出等)の規定に違反したとき
- (12)その他加盟店が本規約または本規約に付随する特約がある場合には当該特約に違反したとき
- (13)信用販売が、行政機関もしくはこれに準じた組織・団体の推奨するセキュリティ水準、または国際的な標準的セキュリティ水準に適合しない方法で行われた場合であって、当該信用販売に係るカード利用代金について、会員が不正取引であることを主張して、当社、JCBまたはカード会社に対する支払いを拒絶する等、会員からの代金回収が困難または不能となったとき
- 2.前項に該当した場合、当社は加盟店に対し、当社所定の方法により通知するものとします。また、取消または解除の対象となった立替払契約の立替払金を既に受領している場合には、加盟店は、直ちにこれを返還するものとします。また、この場合、当社は当該立替払金を次回以降に加盟店に対して支払う支払金から差し引くことができるものとします。
- 3.当社が、前条第1項(6)、第2項および第3項に基づく調査を行う場合、当社は当該調査が完了するまで立替払金の支払いを保留することができるものとし、調査開始より30日を経過してもその疑いが解消しない場合には、立替払契約を取消または解除することができるものとします。なお、加盟店は売上票、商品等の受領書、明細等を提出する等、当社またはJCBの調査に協力するものとします。調査が完了し、当社が当該立替払金の支払いを相当と認めた場合には、当社は加盟店に当該立替払金を支払うものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
- 4.第1項に定める取消または解除事由は、法令等の変更、カード決済に係る国際的な標準的ルールの変更、犯罪の高度化およびそれに対応するためのセキュリティ対策の強化の必要性その他の諸事情により、変更または追加されることがあることを、加盟店はあらかじめ承諾するものとします。両社は、当該変更または追加をする場合には、事前に加盟店に対して通知するものとします。

## 第2.2条(差押等の場合の処理)

本契約に基づき加盟店が当社に対して有する債権について、第三者からの差押、仮差押、滞納処分等があった場合、当社は当該債権を当社所定の手続きに従って処理するものとし、当社は当該手続きによる限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。

## 第2.3条(情報の収集および利用等)

- 1.加盟店およびその代表者または両社に加盟店契約の申込みをした個人、法人、団体およびその代表者(以下「加盟店等」と総称する)は、両社が本項(1)に定める加盟店等の情報(以下「加盟店情報」という)のうち個人情報につき、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。
- (1)本契約(本申込みを含む。以下同じ)を含む両社と加盟店等の間の加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード等利用促進にかかわる業務のために、以下の①から⑭の加盟店情報を収集、利用すること。
- ①加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号、口座情報等加盟店等が加盟申込時および変更届け時に届け出た事項
- ②加盟申込日、加盟店、端末機の識別番号、取扱商品等、販売形態、業種等の加盟店等と両社の取引に関する事項
- ③加盟店のカードの取扱い状況(オーソリゼーション申請に係る情報を含む)
- ④当社またはJCBが収集した加盟店等のカード利用履歴(加盟店等がカード等の保有者としてカード等を利用して商品等の購入等を行った履歴をいう)
- ⑤加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
- ⑥当社またはJCBが適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
- ⑦電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
- ⑧当社またはJCBが加盟を認めなかった場合、その事実および理由
- ⑨割賦販売法第35条の3の5および割賦販売法第35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項
- ⑩割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イまたは同3号の規定による調査を行った事実および事項
- ⑪個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項
- ⑫会員から当社、JCBまたはカード会社に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、当社、JCBまたはカード会社が、会員およびその他の関係者から調査収集した情報
- ⑬行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)および当該内容について、加盟店信用情報機関(加盟店等に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの)および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報
- ⑭加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容(倒産情報等)
- (2)以下の目的のために、前号①から⑭の加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店等が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、両社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします(中止の申し出は当社お問い合わせ窓口へ連絡するものとする)。
- ①両社が本規約に基づいて行う業務
- ②宣伝物の送付等両社、カード会社または他の加盟店等の営業案内
- ③両社のクレジットカード事業その他両社の事業(両社定款記載の事業をいう)における新商品、新機能、新サービス等の開発
- (3)本規約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①から⑭の加盟店情報を当該委託先に預託すること。
- 2.加盟店等は、前項(1)①から⑭の加盟店情報のうち個人情報を、カード会社のうち、JCBと加盟店情報に関して提携したカード会社(以下「提携会社」という)が、加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査ならびにカードおよびギフトカード等の利用促進にかかわる業務のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はJCBとなります。(提携会社は次のホームページに記載のとおりとします。<http://www.jcb.co.jp/merchant/privacy/>)
- 3.加盟店等は、本条第1項(1)①から⑭の加盟店情報のうち個人情報を、JCBが加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社、組織(以下「共同利用会社」という)が、共同利用会社のサービス提供等のために、共同利用することに同意します。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はJCBとなります(共同利用会社は、本規約末尾または本条第2項記載のホームページに記載のとおりとします。)

4. 加盟店等は、加盟店情報のうち個人情報に該当しない情報についても、両社、提携会社、および共同利用会社が、本条第1項から第3項に定める目的、その他各社の業務のために、必要な保護措置をとったうえで、取扱うことに同意します。

#### 第24条 (加盟店信用情報機関の利用および登録)

1. 加盟店等は、加盟店情報につき、当社、JCBまたはカード会社が利用、登録する加盟店信用情報機関について以下のとおり同意します（加盟店信用情報機関は本規約末尾または次のホームページに記載のとおりとします。http://www.jcb.co.jp/privacyPolicy.html）。
  - (1) 加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のために、当社、JCBまたはカード会社が加盟する加盟店信用情報機関（以下「加盟店信用情報機関」という）に照会し、加盟店等に関する情報が登録されている場合にはこれを利用すること。
  - (2) 加盟店信用情報機関所定の加盟店に関する情報（以下「登録加盟店情報」という）が、加盟店信用情報機関に登録され、当該機関の加盟会員が加盟申込審査、加盟後の管理等取引上の判断、加盟店契約締結後の加盟店調査の義務の履行および取引継続に係る審査のためにこれを利用すること。
  - (3) 登録加盟店情報が、不正取引の排除、消費者保護のための加盟申込審査、加盟後の管理、ならびに加盟店情報正確性維持のための開示、訂正、利用停止等のために加盟店信用情報機関の加盟会員によって共同利用されること。
2. 当社またはJCBが加盟する加盟店信用情報機関、共同利用の管理責任者、登録される情報、共同利用するものの範囲は、本規約末尾または本条第1項記載のホームページに記載のとおりとします。なお、当社またはJCBが新たに加盟店信用情報機関を追加する場合には、書面その他の方法により通知し、または本条第1項記載のホームページに記載するものとします。

#### 第25条 (加盟店情報の開示、訂正、削除)

1. 加盟店等のうち、その代表者は、両社、加盟店信用情報機関および提携会社に対して、当該会社および機関がそれぞれ保有する代表者の自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。
  - (1) 両社および提携会社への開示請求：当社お問い合わせ窓口へ
  - (2) 加盟店信用情報機関への開示請求：本規約末尾または前条第1項記載のホームページに記載の各加盟店信用情報機関へ
2. 万が一、登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、両社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

#### 第26条 (加盟店情報の取扱いに関する不同意)

両社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または第23条から第25条に定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合には、加盟を断ることや、解約の手続きをとることがあります。なお、第23条第1項(2)②に定める個人情報を利用した営業案内に対する中止の申し出があっても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはありません。

#### 第27条 (契約不成立時または契約終了後の加盟店情報の利用)

1. 両社が加盟を承諾しない場合であっても加盟申込をした事実は、承諾をしない理由のいかんを問わず、第23条に定める目的（ただし、第23条第1項(2)②に定める個人情報を利用した営業案内を除く）および第24条の定めに基づき利用されます。
2. 両社は、加盟店契約終了後も業務上必要な範囲で、法令等または両社が定める所定の期間、加盟店情報および本契約の終了に関する情報を保有し利用します。

#### 第28条 (カードに関する情報等の機密保持)

1. 加盟店は、第3項ただし書に該当するか否かにかかわらず、本契約に基づいて知り得た会員番号（全桁か一部の桁かを問わない。以下、本条において同じ）その他のカードおよび会員に付帯する情報（本条第3項に定める情報を含む）、ならびに手数料率を含む両社およびカード会社の営業上の機密を機密情報として管理し、他に漏洩、滅失、毀損（以下「漏洩等」という）したり、または本契約に定める以外の目的で利用（以下「目的外利用」という）してはならないものとします。なお、加盟店と両社との情報連絡に用いる場合を除き、会員番号を、加盟店の顧客管理のための識別番号として用い、または顧客情報の抽出もしくは名寄せのために用いる行為は目的外利用にあたり、加盟店はこれを行ってはならないものとします。
2. 加盟店は本条第1項記載の情報に第三者に漏洩等、または目的外利用されることがないように、情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとします。
3. 加盟店は、売上票（加盟店控え）を第10条第8項に基づき破棄するまでの間一時的に保管することを除き、会員番号、カードの有効期限、カードまたは売上票等に記載された会員の氏名その他のカードに付帯する情報を、一切保有してはならないものとします。ただし、加盟店は、PCIDSS等のJCBの指定する情報セキュリティ基準を充たしたうえで、JCBの事前の書面による承認を取得したときに限り、JCBが指定する範囲内で、それらの情報の一部を保有することができるものとします。
4. 前項にかかわらず、加盟店は、カードに付帯する情報のうち、磁気ストライプのデータ、暗証番号、およびセキュリティコードを、一切保有してはならないものとします。
5. 加盟店は、第7条第1項に基づき両社の事前の書面による承諾を得た場合、業務代行者に、本条第1項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲内で開示することができるものとします。この場合、加盟店は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩等、または目的外利用することがないように、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するものとします。
6. 加盟店は、本条第1項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用の事実が判明し、またはそれらのおそれがあることを認識した場合には、直ちに当社およびJCBに連絡するものとし、当社またはJCBから指示があった場合にはこれに従うものとします。
7. 両社は、加盟店から前項の連絡を受けた場合、または加盟店に本条第1項記載の情報につき漏洩等もしくは目的外利用が発生したおそれがあると判断される合理的理由がある場合には、当該加盟店に対して、漏洩等または目的外利用の事実の有無、状況に関する報告を求め等必要な調査を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。
8. 加盟店は、前二項の場合で、当社またはJCBが求めたときは、漏洩等または目的外利用の有無、内容、範囲および発生原因を、JCBが認める調査会社に委託する方法により、詳細に調査するものとします。
9. 加盟店は、前項の調査の結果、漏洩等または目的外利用の事実が認められた場合には、直ちに再発防止策を策定し、両社の承認を得たうえで、実施するものとします。なお、加盟店は、再発防止策の実施状況について、両社に報告するものとします。
10. 加盟店の責に帰すべき事由により、両社、カード会社、または他の加盟店に漏洩等または目的外利用による損害が発生した場合には、両社、カード会社、および他の加盟店は、漏洩等または目的外利用を行った加盟店に対しその損害の賠償を請求することができるものとします。
11. 加盟店が会員番号を漏洩した場合、または漏洩のおそれが認められる場合、以下の①②③の金額は、両社またはカード会社の損害とみなすものとします。なお、両社またはカード会社に発生する損害は、これらの金額に限られるわけではありません。
  - ① 漏洩した会員番号または漏洩のおそれが認められる会員番号（以下「対象会員番号」という）に係るカード（家族カード・子カード等を含む）の差替に掛かる費用の金額
  - ② 対象会員番号を利用したカード取引（会員による正当なカード取引であることにつき疑義のない取引を除く）の金額
  - ③ 会員への対応のために要した人件費、コールセンター費用、通信費、印刷費等の金額
12. 前項を適用するに当たり、加盟店が保有する会員番号の一部が漏洩した事実が認められる場合、または漏洩した可能性が高いと客観的に認められる場合、加盟店が保有する残りの会員番号について、漏洩のおそれがないことを加盟店が合理的に証明できない限り、当該会員番号についても、会員番号が漏洩したおそれがあるものとして取扱うものとします。
13. 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

#### 第29条 (信用販売の停止)

加盟店が以下の事項に該当する場合、当社またはJCBは本契約に基づく信用販売を一時的に停止することを請求することができ、この請求があった場合には、加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。

- (1)当社またはJCBが前条第1項の漏洩等または目的外利用が発生した疑いがあると認めた場合
- (2)当社またはJCBが、加盟店が第32条（契約解除）第1項各号のいずれかに該当する疑いがあると認めた場合
- (3)その他、当社またはJCBが必要と認めた場合

### 第30条（有効期間）

本契約の有効期間は1年間とします。ただし、加盟店または両社が期間満了3ヵ月前までに書面をもって契約を更新しない旨の申し出をしないときは、本契約はさらに1年間更新し、以後はこの例によるものとします。

### 第31条（解約）

- 1.前条の規定にかかわらず、加盟店、当社またはJCBは、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより本契約を解約し、または特定の提携ブランドカードに関する取扱いを終了できるものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、当社またはJCBは、直前1年間に信用販売の取扱いを行っていない加盟店については、予告することなく本契約を解約できるものとします。

### 第32条（契約解除）

- 1.前二条の規定にかかわらず、加盟店（ただし、(17)にあっては、当該号に規定する者）が以下の事項に該当する場合、両社は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約の全部もしくは一部を解除し、または本規約に付随する特約が適用される場合には当該特約の全部もしくは一部の取扱いを終了させることができるものとし、かつ、その場合両社およびカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。

- (1)加盟店申込書等加盟に際し両社に提出した書面および、第5条第1項記載の届出事項に虚偽の申請があったとき
- (2)他の者の債権を取得して、または他の者に代わって当社に立替払請求をしたとき
- (3)第11条（加盟店の義務、禁止行為等）の規定に違反したとき
- (4)第21条（立替払契約の取消しまたは解除等）の規定に応じなかったとき
- (5)第28条（カードに関する情報等の機密保持）の規定に違反したとき
- (6)前五号のほか本規約に違反し、両社が相当な期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に違反状態が解消しなかったとき、または加盟店が本規約違反を2回以上行ったとき
- (7)本規約に付随する特約が適用される場合には、当該特約の規定に違反したとき
- (8)自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、およびその他支払い停止となったとき
- (9)差押、仮差押、仮処分等の申し立てまたは滞納処分を受けたとき、破産、会社更生、民事再生、特別清算の申し立てを受けたとき、またはこれらの申し立てを自らしたとき、合併によらず解散したとき
- (10)前二号のほか加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと両社が判断したとき
- (11)他のクレジットカード会社との取引にかかわる場合も含めて、信用販売制度または通信販売制度を不正に利用していると両社が判断したとき
- (12)加盟店届け出の店舗所在地に店舗が実在しないとき
- (13)加盟店の営業または業態が公序良俗に違反すると両社が判断したとき
- (14)行政機関から行政処分を受けたとき
- (15)架空売上債権の立替払請求、その他加盟店が不正な行為を行ったと両社が判断したとき
- (16)加盟店、当社、JCBもしくはカード会社と会員との間に紛議が発生するおそれ、会員もしくはカード（偽造カードを含む）の占有者による不正利用が発生するおそれ、または当社もしくはJCBの信用が毀損されるおそれがあると、両社が判断する取引であって、当社またはJCBが本契約締結時または締結後に指定した取引、ならびに当社またはJCBが指定していないものの、それらのおそれがあると客観的に一般的に認められる取引をしたと両社が判断したとき
- (17)加盟店等、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が以下のいずれかに該当するとき
  - ①組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める罪を犯した者、または同法に定める犯罪収益等を收受したことがあり、もしくは当該収益等を用いて事業活動を行うもの
  - ②国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律に定める罪を犯した者、または同法に定める麻薬犯罪収益等を收受したことがあり、もしくは当該収益等を用いて事業活動を行うもの
- (18)その他加盟店として不適当と両社が判断したとき

- 2.加盟店が前項各号のいずれかに該当した場合、または該当する疑いがあると当社またはJCBが認めた場合、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
- 3.提携ブランドカード会社が、加盟店につき、提携ブランドカードを取扱う加盟店として不適当と判断した場合は、両社は加盟店に対し催告することなく直ちに本契約のうち当該提携ブランドカードの取扱いに係る契約を解除できるものとし、かつ、その場合両社およびカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。なお、本項の解除事由に該当した場合または該当する疑いがあると両社が認めた場合は、当該提携ブランドカードの取扱いによって発生した立替払金について、前項の規定を準用します。

### 第33条（契約終了後の処理）

- 1.第26条（加盟店情報の取扱いに関する不同意）、第30条（有効期間）または第31条（解約）により本契約が終了した場合、契約終了日までに行われた信用販売は有効に存続するものとし、加盟店および両社は、当該信用販売を本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店と両社が別途合意をした場合にはこの限りではありません。
- 2.当社は、前条により本契約を解除した場合、加盟店と既に立替払契約が成立している売上債権について、立替払契約を解除するか、加盟店に対する立替払金の支払いを保留することができるものとします。
- 3.加盟店は、本契約が終了した場合、直ちに加盟店の負担においてすべての加盟店標識をとりはずし、広告媒体からカードに関するすべての記述、表記等を取りやめるとともに、売上集計表、売上票等両社が加盟店に交付した取扱関係書類および印刷物（販売用具）を速やかに当社に返却するものとします。なお、加盟店が端末機を設置している場合には、端末使用規約および端末設置会社の指示に従うものとします。

### 第34条（反社会的勢力との取引拒絶）

- 1.加盟店等は、加盟店等、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員、従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、現在、以下のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、確約するものとします。
  - (1)暴力団（その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体）
  - (2)暴力団員（暴力団の構成員）および暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
  - (3)暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団との関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する者）



- (4)暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与する企業または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持もしくは運営に協力している企業）
- (5)総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企业等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者）
- (6)社会運動等標榜ゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標榜して、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民社会の安全に脅威を与える者）
- (7)特殊知能暴力集団等（前各号に掲げる者以外の、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団との資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人）
- (8)テロリスト等（国際連合安全保障理事会決議に基づき指定された国際テロリスト、ならびに公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律に定める公衆等脅迫目的の犯罪行為その他テロリズムの行為を行い、もしくは当該行為を行うことを目的とした活動を行い、または、かかる行為もしくは活動について、教唆、幫助、資金提供その他の方法で直接もしくは間接に関与する者）
- (9)以下のいずれかに該当する者
- ①暴力団員等（(1)から(8)のいずれかに該当する者をいう。以下同じ）が、経営を支配していると認められる関係を有する者
  - ②暴力団員等が、経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
  - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
  - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
  - ⑤暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
  - ⑥その他暴力団員等の資金獲得活動に乘じ、または暴力団員等の威力、情報力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者
- (10)(1)から(9)に準ずる者
- 2.加盟店等は、加盟店等、加盟店等の親会社・子会社等の関係会社、ならびにそれらの役員または従業員等の関係者（関係会社の役員、従業員を含む）が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて両社の信用を毀損し、または両社の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為
- 3.当社またはJCBは、加盟店等が本条第1項または前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約の締結を拒絶することができるものとします。
- 4.加盟店等が本条第1項もしくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、または違反している疑いがあると当社またはJCBが認めた場合、当社またはJCBは、直ちに本契約を解除できるものとし、かつ、その場合両社およびカード会社に生じた損害を加盟店が賠償するものとします。この場合、前条第2項の規定を準用するものとします。また、加盟店は、当然に期限の利益を失うものとし、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。
- 5.加盟店等が本条第1項もしくは第2項の規定に違反していることが判明した場合、またはその疑いがあると両社が認めた場合には、当社は前項に基づき契約を解除するか否かにかかわらず、立替払金の全部または一部の支払いを保留することができるものとします。なお、この場合には、当社は遅延損害金を支払う義務を負わないものとします。
- 6.当社またはJCBは、加盟店が本条第1項または第2項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本契約に基づく取引を一時的に停止することができるものとします。この場合には、加盟店は、両社が再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができないものとします。

### 第35条（本規約に定めのない事項）

加盟店は、本規約に定めのない事項については、両社が別に定めるお取扱いガイドその他の取扱要領等（両社がホームページに公表する内容を含む）に従うものとします。

### 第36条（準拠法）

加盟店と両社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法とします。

### 第37条（合意管轄裁判所）

- 1.加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。
- 2.加盟店とJCBとの間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

### 第38条（規約の変更）

- 1.両社が本規約の変更内容を通知またはホームページ（URL:<http://www.jcb.co.jp/merchant/regulation/>）に公表した後において加盟店が会員に対して信用販売を行った場合には、加盟店は新しい規約を承諾したものとみなすものとします。
- 2.前項の規定にかかわらず、加盟店は、第23条第2項および第3項、第24条第1項および第2項、ならびに第25条第1項記載のホームページに記載された提携会社、共同利用会社、加盟店信用情報機関の追加、変更については、当該ホームページに別途記載がある場合を除き、記載の追加、変更と同時にその効力が生ずることをあらかじめ承諾するものとします。
- 3.両社が加盟店に通知のうえ、加盟店によってJCB所定の手続きがなされることにより、両社は、本契約に基づき加盟店が取扱うことができる取引に新たな決済サービスを追加することができるものとします。

### <提携ブランドカード会社>

- ・アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド（日本支社）  
東京都杉並区荻窪4-30-16
- ・三井住友トラストクラブ株式会社  
東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエア
- ・ディスカバーフィナンシャルサービシーズ（Discover Financial Services LLC）  
2500 Lake Cook Road, Riverwoods, IL 60015, United States of America

### <共同利用会社>

- 株式会社ジェイエムエス  
〒169-0072 東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー  
利用目的：加盟店業務の代行サービス等の提供
- 株式会社日本カードネットワーク  
〒169-0072 東京都新宿区大久保3-8-2 住友不動産新宿ガーデンタワー  
利用目的：端末、接続サービス等加盟店業務支援サービス等の提供
- 株式会社ジェシービー・サービス  
〒107-0062 東京都港区南青山5-1-20 青山ライズフォート

利用目的：保険サービス、加盟店向けDMサービス等の提供

<お問い合わせ窓口>

カードアシストデスク

東京 0422-44-2500 大阪 06-6943-7699

福岡 092-732-7500 札幌 011-271-1711

月～金10：00AM～6：00PM 土10：00AM～5：00PM 日・祝・年末年始休

(KMK02・00555・20170301)

<加盟信用情報機関>

	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDMセンター)	日本クレジットカード協会 加盟店信用情報センター
住所	〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル 6F	〒105-0004 東京都港区新橋2-12-17 新橋I-Nビル 1F
電話番号	03-5643-0011	03-6738-6626
共同利用の管理責任者	一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター	日本クレジットカード協会
URL	http://www.j-credit.or.jp/	http://www.jcca-office.gr.jp/
共同利用の目的	割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下「JDM会員」という。)における利用者等の保護に欠ける行為に関する情報やその疑いがある行為に関する情報及び当該情報に該当するかどうか判断が困難な情報を、当社がJDMセンターに登録すること及びJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時又は途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店を排除し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的としています。	当センターが保有する加盟店情報は、日本クレジットカード協会の会員が行う不正取引の排除・消費者保護のための加盟店入会審査、加盟店契約締結後の管理、その他加盟店契約継続の判断の場合並びに加盟店情報正確性維持のための開示・訂正・利用停止等の目的に限り利用されます。ただし、以下の場合はこの限りではありません。 1.法令に基づく場合 2.人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 3.公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。 4.国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるとき。
共同利用される情報	①包括信用購入あっせん取引又は個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実及び事由 ②包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として包括信用購入あっせん又は個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実及び事由 ③利用者等の保護に欠ける行為に該当した又は該当すると疑われる若しくは該当するかどうか判断できないものに係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報 ④利用者等(契約済みのものに限らない)からJDM会員に申出のあった内容及び当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報及び当該行為と疑われる情報並びに当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報 ⑤行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反し、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報 ⑥上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報 ⑦前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号並びに代表者の氏名及び生年月日)。ただし、上記④の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名、住所、電話番号及び生年月日(法人の場合は、代表者の氏名及び生年月日)を除く。 ⑧加盟店の代表者が、他の経営参加する販売店等について、加盟信用情報機関に前号に係る情報が登録されている場合は当該情報	・両社に届け出た加盟店の代表者の氏名・生年月日・住所等の個人情報 ・加盟店名称、所在地、電話番号、業種、取引情報等の加盟店取引情報 ・加盟店員が加盟店情報を利用した日付
登録される期間	上記の情報は、登録日から5年を超えない期間登録されます。	当センターに登録されてから5年を超えない期間
共同利用者の範囲	協会会員であり、かつ、JDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、立替払取扱業者及びJDMセンター(JDM会員名は、上記ホームページよりご確認いただけます。)	日本クレジットカード協会の会員(当センターを利用している企業名は上記ホームページよりご確認いただけます。)

JCB では加盟店情報に含まれる個人情報の保護を推進する管理責任者として個人情報統括責任者(コンプライアンス部 担当役員)を設置しております。

(JKK03・00555・20160630)

銀聯カード取扱加盟店特約

第1条(総則)

- 銀聯カード取扱加盟店特約(以下「本特約」という)は、JCB加盟店規約(以下「原規約」という)第2条第8項に基づいて本特約第2条で定める銀聯カードの取扱い等に関して定める特約です。
- 加盟店が銀聯カードの取扱いをする場合に、当社およびJCBと加盟店の間では、本特約が適用されるものとし、本特約で規定される事項以外については、原規約が適用されるものとします。ただし、銀聯カードのうちJCBのサービスマークが表示されているクレジットカード(以下「銀聯JCBカード」という)については、原規約または本特約のいずれかの当社所定の方法に従い取扱うものとします。

第2条(用語の定義)

本特約における用語の意味は、次に定めるものとし、別段の定めがない場合には、原規約に従うものとします。

- 「銀聯カード」とは本特約末尾に記載する当社所定の提携ブランドカード会社または提携ブランドカード会社からクレジットカード、デビットカードおよびプリペイドカードの発行に関するライセンスを受けた会社・組織(提携ブランドカード会社の関連会社を含む)が発行する提携ブランドカード会社所定のサービスマークが表示されているクレジットカード、デビットカードおよびプリペイドカードをいいます。
- 「特定銀聯クレジットカード」とは前号で定める「銀聯カード」のうち、カード券面に表示されている会員番号が62で始まる16桁のクレジットカードでカード券面にホログラムが表示されており、かつ、両社が取引を認めたものをいいます。

第3条(銀聯カードの取扱い等)

1. 加盟店は、銀聯カードすべての取扱い、または、銀聯カードのうち特定銀聯クレジットカードのみの取扱いに際しては、それぞれ両社所定の方法で申込みのものとし、取扱いに必要な両社所定の端末機を備えるものとします。当社は、加盟店による銀聯カードの取扱いを承諾した場合には、当該加盟店に対し、当社指定の方法で通知するものとします。
2. 前項に基づく加盟店による申込みがなかった場合であっても、当社は、加盟店による銀聯カードの取扱いを認めることができ、かかる場合には、当該加盟店に対し、当社所定の方法で通知するものとします。当社は、当社がその旨を通知した後、当社所定の期間内に加盟店が異議を述べない場合には、加盟店が当該銀聯カードの取扱いを承諾したものとみなします。なお、当社が、加盟店による特定銀聯クレジットカードのみの取扱いを承諾した場合についても、同様とします。

#### 第4条 (信用販売および信用販売の取消しの方法等)

1. 銀聯カードの信用販売にあたっては、加盟店は、当社との間で別途合意した場合を除き、その全件（会員に暗証番号の入力を求める場合を含む）について、会員の署名を求めるものとします。
2. 原規約の規定にかかわらず、加盟店は、銀聯カードを提示した会員に対するすべての信用販売、信用販売の取消しまたは解約等にあたり、その全件について事前にJCBの承認を求めるものとし、その取得にあたり両社所定の端末機を使用するものとします。なお、加盟店は、本特約のほか、端末機の使用規約およびその取扱いに関する規約、ならびに原規約のうち端末機を使用する場合に適用される規定（本特約に規定のある事項を除く）に従い、信用販売を行うものとします。
3. 原規約および端末機の使用規約の規定にかかわらず、加盟店は、故障、障害等により端末機が使用できない場合およびJCBが端末機の使用につき別途制限を設けた場合には、銀聯カードを提示した会員に対する信用販売、信用販売の取消しまたは解約等を行うことはできません。原規約に基づく電話連絡によるJCBの承認の取得もできません。
4. 加盟店は、銀聯カードに係る信用販売の取消しまたは解約等を行う場合には、信用販売時と同じ端末機を使用するものとします。
5. 万が一、端末機を使用せず信用販売、信用販売の取消しまたは解約等を行った場合には、加盟店は、当該信用販売、信用販売の取消しまたは解約等の代金金額について一切の責任を負うものとします。また、加盟店は、端末機が使用できない事による逸失利益について当社またはJCBに請求を行わないものとします。

#### 第5条 (立替払契約の取消しまたは解除)

1. 加盟店が特定銀聯クレジットカードを原規約第2条第5項に定める「カード」（同条第8項に定める提携ブランドカードを除く）と同様の方式にて取扱う場合、当社は、当社と加盟店との間の立替払契約の対象となった売上債権について、原規約に定める事由に加えて、「加盟店が特定銀聯クレジットカードの信用販売を行った日から25日以上経過して売上データが当社に到着したとき」も、第4条第2項に基づき加盟店がJCBの承認を取得したか否かにかかわらず、立替払契約を取消し、または解除できるものとします。
2. 前項に該当した場合の立替払金の支払いの保留および返還等については、原規約の定めによるものとします。

#### 第6条 (本特約の取扱いの終了)

1. 原規約に基づく加盟店契約が終了した場合には、本特約の取扱いは当然に終了し、当社所定の提携ブランドカード会社の加盟店としての取扱いも終了するものとします。
2. 当社、JCBまたは当社所定の提携ブランドカード会社が加盟店として取扱うことを不適当と認めた場合には、当社、JCBまたは当社所定の提携ブランドカード会社の判断で提携ブランドカード会社の加盟店としての取扱いを終了させることができるものとします。その際、当社またはJCBは、当社またはJCB所定の方法でその旨を加盟店に通知するものとします。また、当社、JCBまたは当社所定の提携ブランドカード会社の判断で、当社またはJCBが3ヵ月前までに加盟店に書面で通知することにより、当社所定の提携ブランドカード会社の加盟店としての取扱いを終了させることができるものとします。
3. 加盟店は、JCBと当社所定の提携ブランドカード会社との銀聯カードの取扱いに関する契約関係の終了に伴い、当該終了に係る銀聯カードにつき、当社所定の提携ブランドカード会社の加盟店としての取扱いが終了する場合があることを、あらかじめ承諾するものとします。なお、終了する場合においては、当社は、当社所定の方法でその旨を加盟店に通知するものとします。

#### 第7条 (契約終了後の処理)

第6条により、当社所定の銀聯カードの加盟店としての取扱いが終了した場合には、原規約の規定を準用するものとします。

#### <本特約における当社所定の提携ブランドカード会社>

中国銀聯股份有限公司 (China UnionPay Co.,Ltd)  
中華人民共和国上海市浦東新区含笑路36号

(TTK03・00555・20160630)

#### NFCペイメントに関する特約

##### 第1条 (総則)

NFCペイメントに関する特約（以下「本特約」という）は、JCB加盟店規約（以下「原規約」という）に定める加盟店が第2条に定めるNFCペイメントを取扱う場合に適用する特約事項を定めるものです。

##### 第2条 (用語の定義)

本特約における用語の意味は、次に定めるものとし、別段の定めがない場合には、原規約に従うものとします。

- (1) 「NFCペイメント」とは、クレジットカード取引システムに基づき、当社、JCBおよびカード会社が提供する非接触IC決済サービスをいいます。
- (2) 「J/Speedy」（ジェイスピーディ）とは、当社、JCBおよびカード会社が提供する、JCBが定めるNFCペイメントの仕様に基づく決済サービスをいいます。
- (3) 「J/Speedyカード」とは、J/Speedyの利用機能を搭載する、カード発行会社が会員に発行するJCB所定のサービスマークの表示されたJCB所定規格のカードをいいます。
- (4) 「J/Speedyモバイル」とは、J/Speedyの利用機能を搭載する、会員が正当に所持する携帯電話端末その他電子機器媒体をいいます。なお、「J/Speedyカード」と「J/Speedyモバイル」を個別にまたは総称して「J/Speedyカード等」といいます。
- (5) 「提携ブランドNFCペイメント」とは、提携ブランドカード会社が提供する、提携ブランドカード会社が定めるNFCペイメントの仕様に基づく決済サービスで、本特約末尾に記すものおよびJCBが別途通知するものをいいます。なお、J/Speedyと提携ブランドNFCペイメントを個別にまたは総称して、「J/Speedy等」といいます。
- (6) 「提携ブランドNFCカード」とは、提携ブランドNFCペイメントの利用機能を搭載する、提携ブランドカード発行会社が会員に発行する提携ブランドカード会社所定のサービスマークが表示されている提携ブランドカード会社所定規格のカードをいいます。なお、J/Speedyカード等と提携ブランドNFCカード等を個別にまたは総称して、「本件カード等」といいます。また、J/Speedyカードと提携ブランドNFCカードを個別にまたは総称して「本件カード」といいます。
- (7) 「提携ブランドNFCモバイル」とは、提携ブランドNFCペイメントの利用機能を搭載する、会員が正当に所持する携帯電話端末その他電子機器媒体をいいます。なお、提携ブランドNFCカードと提携ブランドNFCモバイルを個別にまたは総称して「提携ブランドNFCカード等」といいます。また、J/Speedyモバイルと提携ブランドNFCモバイルを個別にまたは総称して「本件モバイル」といいます。
- (8) 「NFCペイメント端末」とは、NFCペイメントの仕様に基づく決済サービスを行うために、専用のアプリケーションを搭載し非接触リーダライタを備えた売上データ送信端末機をいいます。

##### 第3条 (J/Speedy等の取扱いの申請・承諾等)

- 1.加盟店はJ/Speedyを取扱うには、両社所定の方法で両社所定の事項を届け出て申し込み、両社の承諾を得るものとします。
- 2.加盟店は前項の承諾を得た場合は、J/Speedyの取扱いに必要なNFCペイメント端末を備えるものとし、JCB所定の端末使用規約および取扱説明書等に従うものとします。なお、加盟店は、原規約に基づく加盟店契約において加盟店が提携ブランドNFCペイメントに係る提携ブランドカードの取扱いを承諾されている場合は、提携ブランドNFCペイメントを取扱うものとします。
- 3.加盟店はJ/Speedy等の取扱店舗内外の会員の見やすいところに、両社所定のJ/Speedy等の加盟店標識を掲示するものとします。
- 4.加盟店は、本条第1項その他本特約に基づき両社に届け出た事項を変更する場合には、あらかじめ両社に届け出、両社の承諾を得るものとします。
- 5.本条第1項および前項に基づき届け出た事項は、原規約に定める加盟店情報（加盟店等が変更届け出時に届け出た事項）に含まれるものとします。

#### 第4条（J/Speedy等の取扱い方法）

- 1.加盟店は、会員から本件カード等による信用販売を求められた場合、全ての取引においてNFCペイメント端末を使用して認証を行い、当該カード等が有効であることを確認することとし、会員が直接、J/Speedy等利用手段を非接触リーダライタにかざすことで取引を行います。なお、かかる場合、加盟店は、本特約に定める規定のほか、原規約のうち売上データ送信端末機を使用する場合に適用される規定（本特約に規定のある事項を除く）に従い、信用販売を行うものとします。ただし、加盟店は、故障、障害等によりNFCペイメント端末が使用できない場合およびJCBがNFCペイメント端末の利用につき別途制限を設けた場合には、J/Speedy等による信用販売を行ってはならないものとします。また、本件カード等は、会員本人に限り利用でき、他の者に利用させることはできないものとします。
- 2.原規約の定めにもかかわらず、加盟店は本件カード等による信用販売において、NFCペイメント端末から出力される売上票に署名欄が印字されている場合は、売上票に会員の署名の取得を求めるものとし、売上票に署名欄が印字されていない場合は、会員の署名および会員による暗証番号の入力を省略することができます。
- 3.加盟店は、NFCペイメント端末によりJCBの事前承認の取得を要求されなかった場合、本条第1項および原規約の定めにもかかわらず、原規約に定めるJCBの事前承認の取得を行う必要はないものとします。

#### 第5条（本特約の取扱いの終了）

- 1.原規約に基づく加盟店契約が終了した場合には、本特約は当然に終了し、J/Speedy等の取扱いも終了するものとします。
- 2.原規約に基づく加盟店契約に基づく提携ブランドカードの取扱いが終了した場合には、当該提携ブランドカードに係る提携ブランドNFCペイメントの取扱いも終了するものとします。

#### 第6条（本特約に記載のない事項）

J/Speedy等による信用販売においては、本特約の規定と原規約の規定が矛盾または抵触する場合には、本特約の規定が優先するものとし、本特約に記載のない事項については、原規約（ただし、合理的な限度で読み替えるものとする。なお、合理的な限度で、原規約における「カード」は「本件カード等」と読み替える）の定めに従うものとします。

#### <提携ブランドNFCペイメント>

提携ブランドカード会社：アメリカン・エクスプレス・インターナショナル・インコーポレイテッド

提携ブランドNFCペイメント：American Express® Contactless（アメリカン・エクスプレス コンタクトレス）

(NPT01・00555・20160630)

#### 署名の電子化に関する特約

##### 第1条（総則）

署名の電子化に関する特約（以下「本特約」という）は、JCB加盟店規約（以下「原規約」という）に基づいて、加盟店が信用販売を行う際に会員から取得する署名を電子化する場合に関して定める特約です。

##### 第2条（用語の定義）

本特約における用語の意味は、次に定めるものとし、別段の定めがない場合には、原規約に従うものとします。

- (1)「電子サインパッド」とは、署名を電子化する機能を有する機器のうち、加盟店が信用販売を行う際に、会員から取得する署名に使用することを両社が認めたものをいいます。
- (2)「署名データ」とは、電子サインパッドにより電子化された会員の署名にかかる電磁的データをいいます。
- (3)「売上票控えデータ」とは、売上票（加盟店控え）の内容が記録された電磁的データをいいます。
- (4)「本データ」とは、署名データおよび売上票控えデータを保管用の形式に加工したものをいいます。

##### 第3条（カード取扱店舗）

加盟店は、本特約に基づく署名の電子化を導入する場合（以下「署名電子化」という）、対象となるカード取扱店舗を事前に両社に届け出、両社の承諾を得るものとします。

##### 第4条（信用販売の方法等）

- 1.原規約の定めにもかかわらず、加盟店は、信用販売時に会員から取得する売上票への署名を、書面への記載に代えて、電子サインパッドへの入力の方法で取得することができるものとします。
- 2.加盟店は、電子サインパッドへの入力の方法によって会員から取得した署名とカード記載の署名が同一であることを、善良な管理者の注意義務をもって確認するものとします。

##### 第5条（本データの保管方法等）

- 1.加盟店は、本データの保管業務を原規約に基づき両社が事前に承諾した業務代行者（以下「本委託先」という）に委託（以下「本委託」という）し、会員から署名を取得した後速やかに、本委託先が運営するデータ保管のための施設（以下「電子伝票保管センター」という）に送信するものとします。
- 2.加盟店は、信用販売ごとに本データを暗号化するなど、次条に定める安全管理措置を講じたうえで、本委託先をして本データを保管させるものとします。なお、保管期間は信用販売の日から7年間とします。なお、加盟店は、本委託先または本委託先における保管方法等の仕様に変更が生じる場合には、事前に両社に申し出、両社の承諾を得るものとします。

##### 第6条（安全管理措置）

- 1.加盟店は、署名電子化にあたり、会員番号、有効期限等のカードに関する情報、カードの利用に関する情報、署名データ、本データおよび売上票控えデータ（以下総称して「カード関連情報」という）、ならびに署名電子化に関連するシステムについて、第三者によって閲覧・改竄・破壊等がなされないよう、保管および送信するデータの暗号化、ウイルス対策等の安全管理措置を自ら講じるとともに、本委託先をして講じさせるものとします。
- 2.加盟店は、署名電子化に先立ち、前項の安全管理措置の内容について、両社に報告し、その承認を得るものとします。
- 3.本条第1項の安全管理措置を講じた場合であっても、暗号が解読されるなどの問題が発生し、カード関連情報の漏洩等または目的外利用により会員その他の第三者との間で紛議が生じた場合には、加盟店はその責任と負担において当該紛議を解決し、または本委託先をして解決せしめ、両社およびカード会社は一切の負担を生じさせないものとします。

##### 第7条（責任）

- 1.加盟店は、署名電子化について発生するすべての事象について、当社、JCBおよびカード会社に対して責任を負うものとし、署名電子化に起因または関連して当社、JCBまたはカード会社に損害が発生した場合、加盟店は当該損害を賠償するものとします。
- 2.加盟店は、本委託を行った場合であっても、原規約およびこれに付随する特約（本特約を含む）に定めるすべての義務および責任につい

て免れないものとしします。また、本委託先の責任の有無にかかわらず、本委託に起因または関連して当社、JCBまたはカード会社に損害が発生した場合、加盟店は当社、JCBおよびカード会社の損害を賠償しまたは支払うものとしします。

**第8条 (署名電子化の停止)**

1. 当社またはJCBが加盟店または本委託先において、署名電子化につき適切な安全管理措置を講じていないと判断し、加盟店に通知した場合、加盟店は、電子サインパッドの使用および本データの電子伝票保管センターへの送信を直ちに停止し、かつ本委託先をして停止させるものとしします。なお、かかる場合には、加盟店は、すべて原規約の定める方法に従い信用販売を行うものとしします。
2. 加盟店は、当社またはJCBが前項に基づき通知した時点で、既に電子伝票保管センターで保管されている本データの取扱いについては、両社の指示に従うものとしします。

**第9条 (本特約の取扱いの終了)**

1. 本特約の取扱いは、原規約に基づく加盟店契約が終了したとき、または、署名電子化が終了したときに終了するものとしします。
2. 前項の定めにかかわらず、加盟店、当社またはJCBは、本特約の契約期間中であっても、書面により3ヵ月前までに相手方に対し予告することにより、本特約の取扱いを終了させることができるものとしします。
3. 当社またはJCBは、加盟店または電子伝票保管センターにおいて、漏洩等もしくは目的外利用または情報セキュリティ上の事故が発生した場合、催告することなく、原規約に基づく加盟店契約の全部もしくは一部を解除し、または、本特約の取扱いを終了させることができるものとしします。

**第10条 (本特約の取扱い終了時の措置)**

1. 本特約の取扱いが終了した場合、加盟店は信用販売に電子サインパッドを使用してはならないものとしします。
2. 本特約の取扱いが終了した場合、加盟店は、本データの電子伝票保管センターへの送信を中止するものとしします。なお、加盟店は、本特約の終了時点で既に電子伝票保管センターで保管されている本データの取扱いについては、両社の指示に従うものとしします。
3. 本特約の取扱いが終了した場合であっても、本委託先における本データの保管が継続する限りは、当該保管につき本特約の規定が適用されるものとしします。

**第11条 (本特約に定めのない事項)**

本特約に定めのない事項については、原規約を合理的な限度で以下のとおり読み替えて準用するものとしします。

- (1) 加盟店が売上データ送信端末機を使用する場合における「売上票」を「署名データ」に読み替えます。
- (2) 「売上票 (加盟店控え)」を「売上票控えデータ」に読み替えます。
- (3) 「本規約」を「原規約および本特約」に読み替えます。

(SDT01・00555・20160630)

<別表> 売上集計表・売上票の締切日および売上代金の支払日 20160630 (あ)

	信用販売の方法	取扱期間	締切日	加盟店への支払日
(1)	ショッピング1回払い・ ショッピングリボ払い・ ショッピング分割払い	1日～当月15日	当月15日	当月末日
		16日～当月末日	当月末日	翌月15日
(2)	ショッピング2回払い	前月16日～当月15日	当月15日	① 翌月末日
			当月15日	② 翌月15日 および 翌々月15日
(3)	ボーナス 1回払い	夏期 12月16日～ 6月15日	7月15日	8月15日
		冬期 7月16日～ 11月15日	12月15日	翌年1月15日

※売上集計表・売上票は、締切日割増分をもって締め切らせていただきます。  
 ※支払日の15日・末日が、金曜機関係休業日の場合には、15日は翌営業日・末日は前営業日に払い込みさせていただきます。  
 ※(1)の取扱期間・締切日・支払日が、前月16日～当月15日・当月15日・翌月15日となる場合がございます。